

- 「四日市港港湾脱炭素化推進計画」(R6.3作成)、新たな「四日市港長期構想」(R6.3策定)を踏まえ、四日市港港湾計画の改訂を目指し、検討を進めている。

令和5年度

令和6年度

令和7年度

四日市港
港湾脱炭素化推進計画作成

新たな四日市港長期構想策定

四日市港港湾計画改訂



四日市港港湾計画の改訂について

港湾計画

- 概ね10～15年後を目標年とした港湾の能力、港湾施設の規模と配置、港湾の環境の整備と保全等の事項を定めることとなっている。
- 港湾計画は、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、インフラ整備をはじめとした開発、利用及び保全を行うにあたっての各港の指針となる基本的な計画であり、重要港湾以上の港湾管理者は、港湾法に基づき策定することが義務づけられている。
- 港湾計画の変更には、変更内容により「改訂」、「一部変更」、「軽易な変更」の3つの区分があり、そのうち、「改訂」及び「一部変更」については、地方港湾審議会の議を経た後、国土交通大臣に提出し審査を受けなければならない、また、国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴かなければならないとされている。

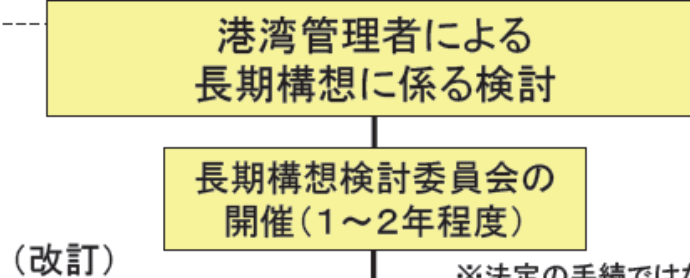
四日市港港湾計画検討会

- 四日市港港湾計画検討会は、四日市港の利用を計画的、効率的に推進するための中期的な基本計画である「四日市港港湾計画」の改訂に関して、提言及び助言を行うことを目的とする。
- 港湾計画の目標年次である概ね10～15年間に取り組むべき内容や方針等について本検討会でご提示させていただき、いただいたご意見等について、今後の改訂作業の参考とさせていただきたい。

四日市港港湾計画の改訂について

概ね20～30年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方を構想・ビジョンとしてとりまとめ

港湾計画の目標年次である概ね10～15年間に取り組むべき内容や方針等について検討を行う検討会を開催し、委員から意見を伺う



法第3条の4

国際戦略港湾の
港湾運営会社

変更の提案

法第3条の3第1項

港湾計画検討会

港湾管理者による港湾計画の策定

諮問
答申

法第3条の3第3項

地方港湾審議会

法第3条の3第6項

変更要求

法第3条の3第4項

港湾管理者より国土交通大臣への
港湾計画の提出

法第3条の3第2項

基本方針等
への適合

国土交通大臣の確認

諮問
答申

法第3条の3第5項

交通政策審議会
港湾分科会

(変更を求める場合)

(変更を求めない場合)

法第3条の3第7項

国土交通大臣より港湾管理者への通知

法第3条の3第9項

港湾管理者による港湾計画の概要の公示

- ・ 新たな臨港交通施設計画（霞ヶ浦地区～石原・塩浜地区等）
→ 臨港交通体系の南北軸の強化に向けた新たな臨港道路等の検討
- ・ 新たな土地造成計画（霞ヶ浦地区沖合）
→ 脱炭素化を推進していくために必要となってくる用地をはじめとした新たな土地造成計画の検討
- ・ 新たな土地利用計画（石原地区）
→ 脱炭素化を推進していくために必要となってくる用地をはじめとした新たな土地利用計画の検討
- ・ 新たな廃棄物処理計画（霞ヶ浦地区沖合）
→ 安全・安心な物流機能を維持するための新たな海面処分用地の検討
- ・ 小型船だまり計画の見直し（霞ヶ浦地区～四日市地区）
→ 未整備となっている小型船だまり計画の見直し検討
- ・ 良好な景観を形成する区域（四日市地区）
→ 「みなとまちづくりプラン」に適応した緑地護岸計画の検討

